

兵庫県西宮こども家庭センター 児童福祉司（臨時的任用職員）の募集について

兵庫県西宮こども家庭センターに勤務する職員を募集します。

1 勤務地

兵庫県西宮こども家庭センター（児童福祉法に基づく児童相談所）
西宮市青木町3-23
電話：0798-71-4670

2 業務内容

児童虐待・非行に関する相談、調査、その他必要な情報収集業務
及び保護者への助言・指導など

3 募集人数

1名

4 勤務日・勤務時間

月～金の5日間（祝日除く）週38時間45分（1日あたり7時間45分）

5 任用期間

任用開始から～令和9年3月31日まで

6 給与

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は行政職1級の給料表が適用されます

区分	月 額
大学卒	259,934 円（給料月額 237,600 円、地域手当 22,334 円 [9.4%]）～
上 限	293,520 円（給料月額 268,300 円、地域手当 25,220 円 [9.4%]）

※給与額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※給与改定によって給与月額が変わることがあります。

(2) 諸手当

通勤手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

7 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能、任期によって日数が異なる。）

その他、特別休暇（忌引等）等

8 社会保険等

健康保険(共済組合短期組合員)、厚生年金保険、公務災害

9 受験資格・必要な資格等

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉司任用資格を有する者
- (2) 次の地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者
(心身耗弱を理由とするもの以外)
- (4) Word、Excel、Outlook 等のパソコン操作ができる方

10 選考方法

書類選考及び面接により実施します。

11 応募書類

- (1) 履歴書(写真貼付)
- (2) 職務経歴書(職歴がある場合)
- (3) 資格を証明する書類の写し

※下記問い合わせ先あてに郵送にて提出してください。

応募書類は原則返却いたしません。

12 その他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は合格を取り消します。

[お問い合わせ先]

〒662-0862

西宮市青木町 3-23

兵庫県西宮こども家庭センター

(担当:総務課 森田)

TEL: 0798-71-4670

※平日 9:00~17:30